

【前提】

大野市公共施設使用料等見直し検討委員会設置要綱（平成31年3月26日告示第53号）に基づき、大野市公共施設における使用料及び手数料について、受益者負担の公平性及び将来にわたって公共性の高い行政サービス水準を維持するための見直しを図る目的で本委員会を設置

【委員構成】

検討委員会は、下記の団体から推薦、任命された11名の委員で構成

福井県立大学、大野市区長連合会、大野市連合ふわ女性会、大野市老人クラブ連合会、大野市PTA連合会、大野市社会福祉協議会、大野市観光協会、大野市文化協会、大野市スポーツ協会、大野市企画総務部、大野市教育委員会事務局

【見直しの目的】

施設の利用や各種証明の発行など特定の公共サービスを利用する者に対しては、そのサービスに応じた適正な使用料や手数料などの負担を求める必要がある。

平成27年3月に策定した第七次大野市行政改革大綱においては、施設の使用料については消費税率の引き上げを見据え見直すこととしていることから、令和元年10月の消費税率の引上げと併せ、消費税の適正な転嫁も含め、適正な受益者負担を検討し、使用料・手数料及び減免制度の見直しを行うものである。

論点1 使用料の見直し方針

- 余暇や交流を楽しんだり、観光に訪れたりする施設で、一人当たりの入館料、入場料を設定している施設については、原価増減率をもとに見直すことを前提として検討する。
- 地域活動、文化活動、スポーツ活動等を目的として利用する施設で、ホールや会議室のような一定の区画（部屋等）を団体や個人が利用する施設については、交流活動の促進と、スポーツを通じた健康の保持増進を図ることを目的に、使用料の据え置きを前提として検討する。

論点2 手数料の見直し方針

- 原価を算定する中で、他市の状況もみながら検討する。

論点3 減免制度の見直し方針

- 減免となる対象事業、対象団体を検討し、団体間に不公平が生じないように、現在の「大野市公共施設減免規則」の見直しについて検討する。

以上の見直し方針について、委員から理解が得られた。